

栗原市犯罪被害者等支援条例施行規則をここに公布する。

令和4年12月28日

栗原市長

栗原市規則第45号

栗原市犯罪被害者等支援条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、栗原市犯罪被害者等支援条例（令和4年栗原市条例第34号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(条例第2条第1号の規則で定める事由)

第2条 条例第2条第1号に規定する規則で定める事由は、次に掲げる事由とする。

- (1) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第1条第1項に規定する配偶者からの暴力による被害を受けている場合
- (2) ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）第6条に規定するストーカー行為等による被害を受けている場合
- (3) 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待を受けている場合
- (4) 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）第2条第3項に規定する高齢者虐待を受けている場合
- (5) 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）第2条第2項に規定する障害者虐待を受けている場合
- (6) 前各号に掲げるもののほか、前各号に規定する場合に準ずるものと市長が認めるもの

(条例第2条第9号の規則で定める者)

第3条 条例第2条第9号に規定する規則で定める者は、次に掲げる者とする。

- (1) 市民のうち、支援法第2条第3項に規定する犯罪被害者（以下「被害者」という。）であつて、同条第2項に規定する犯罪行為による重傷病（以下次条第3項において同じ。）を負ったもの（特定犯罪被害により意思疎通が困難になった者に限る。以下「重傷病者」という。）を現に看護する家族
- (2) 重傷病者を現に看護する者（前号に規定する者がいない場合に限る。）
- (3) 次条第1項第3号に規定する死体検案費用を負担した者

(支援金の支給対象者)

第4条 条例第8条の規定により支給する支援金（以下「支援金」という。）は、次の各号に掲げるものとし、それぞれ当該各号に定める者に支給する。

- (1) 遺族支援金 被害者の遺族であつて、次条の規定による第1順位のもの
- (2) 傷害支援金 重傷病者又は前条第1号若しくは第2号に規定する者
- (3) 死体検案費用支援金 前条第3号に規定する者

2 前各号に定める支援金の額は、次に掲げる額とする。

- (1) 遺族支援金 30万円

(2) 傷害支援金 10万円

(3) 死体検案費用支援金 10万円又は死体検案に要した費用（死体検案書料を除く。）のいずれか低い額

3 前項の規定にかかわらず、傷害支援金の支給を受けた重傷病者が、特定犯罪被害による重傷病に起因して死亡したときは、前項第1号に規定する遺族支援金の額から、当該重傷病者に係る傷害支援金の額を控除して得た額を遺族支援金として次条の規定による当該重傷病者の遺族に支給する。

（遺族の範囲及び順位）

第5条 遺族支援金の給付を受けることができる遺族は、被害者の死亡時において、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 被害者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあったと市長が認める者を含む。以下同じ。）

(2) 被害者の収入によって生計を維持していた世帯における被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

(3) 前号に該当しない被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

2 被害者の死亡当時胎児であった子が、その後出生した場合の前項第2号又は第3号の規定の適用については、その母が被害者の死亡時において、被害者の収入によって生計を維持していた場合にあつては前項第2号の子とし、その他の場合にあつては、前項第3号の子とみなす。

3 遺族支援金の支給対象者となる遺族の順位は、第1項各号の順序とし、同項第2号及び第3号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該各号に掲げる順序とする。この場合において、父母については、養父母を先にし、実父母を後とする。

4 遺族支援金の支給を受けるべき第1順位の遺族（以下「第1順位遺族」という。）が2人以上ある場合は、これらの者は、そのうちの1人を遺族支援金の申請、請求及び受領についての代表者に選任しなければならない。この場合において、当該代表者に対して支給した遺族支援金は、当該第1順位遺族の全員に対して支給したものとみなす。

5 前項の規定による代表者の選任ができない場合は、遺族支援金の額は、前項の規定にかかわらず、前条第2項第1号に規定する額を第1順位遺族の人数で除して得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

（傷害支援金への適用）

第6条 前条の規定は、第4条第1項第2号の規定により第3条第1号に規定する者に傷害支援金を支給する場合についても、適用する。

（支援金の支給制限）

第7条 市長は、特定犯罪被害者等が次の各号のいずれかに該当するときは、特定犯罪被害者等に支援金の全部又は一部を支給しないことができる。

(1) 特定犯罪被害者が特定犯罪を誘発したとき、その他当該特定犯罪被害につき、特定犯罪被害者にも、その責めに帰すべき行為があつたとき。

- (2) 特定犯罪被害者が暴力団員等（栗原市暴力団排除条例（平成24年栗原市条例第36号。以下「暴力団条例」という。）第2条第4号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- (3) 特定犯罪被害者が暴力団（暴力団条例第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (4) 特定犯罪被害者が暴力団又は暴力団員等であることを知りながらこれらを利用しているとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、特定犯罪被害者と加害者との関係その他の事情から判断して、支援金を支給することが社会通念上適切でないとき認められるとき。
- (6) 他の市町村等から支援金と同様の趣旨の支援金等の支給を受けているとき。
（支援金の支給申請）

第8条 支援金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、栗原市特定犯罪被害者支援金支給申請書兼請求書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次の各号に掲げる支援金に応じ、当該各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 遺族支援金

- ア 被害者の死亡診断書、死体検案書その他の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類の写し
- イ 申請者の住民票の写し
- ウ 申請者と特定犯罪被害者との続柄に関する戸籍の謄本その他の証明書の写し
- エ 申請者が特定犯罪被害者と婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情がある者であるときは、その事実を証明することができる書類の写し
- オ 第5条第4項の規定により代表者を選任するときは、栗原市遺族支援金受給代表者届出書（様式第2号）
- カ 誓約書兼同意書（様式第3号）
- キ アからカまでに掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(2) 傷害支援金

- ア 重傷病の発生日、その治療に要する期間及び状態に関する医師の診断書の写し
- イ 申請者の住民票の写し
- ウ 誓約書兼同意書（様式第3号）
- エ アからウまでに掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(3) 死体検案費用支援金

- ア 死体検案の内容及び費用の分かる書類の写し
- イ 申請者が死体検案費用を負担した者であることが確認できる書類
- ウ 誓約書兼同意書（様式第3号）
- エ アからウまでに掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、申請者の同意を得た上で、市の保有する公簿等により

市長が前項各号に掲げる書類により証明する事実を確認することができるときは、当該書類の提出を省略させることができる。

- 3 第1項の規定による申請は、特定犯罪被害が発生した日から7年が経過したときは、これを行うことができない。ただし、当該期間内に申請をしないことについてやむを得ない事情があると市長が認めるときは、この限りでない。

(支援金の支給の決定等)

第9条 市長は、前条による申請があったときは、その内容を審査し、速やかに支援金の支給の可否を決定しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定により支給を決定した場合にあっては栗原市特定犯罪被害者支援金支給決定通知書(様式第4号)により、不支給を決定した場合にあっては栗原市特定犯罪被害者支援金不支給決定通知書(様式第5号)により、申請者に通知するものとする。

- 3 市長は、第1項の規定による決定を行うため必要があると認めるときは、申請者の同意を得た上で、関係機関等に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

(支援金の支給決定の取消し等)

第10条 市長は、前条第2項の規定による支給の決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当した場合は、支援金の支給の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

(1) 第7条各号のいずれかに該当することが判明したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により支援金の支給を受けたとき。

- 2 市長は、前項の規定による取り消しをしたときは、栗原市特定犯罪被害者支援金支給決定取消通知書(様式第6号)により申請者に通知するものとする。

- 3 前条第3項の規定は、支給決定の取消しの決定について準用する。

(支援金の返還)

第11条 前条の規定により、支援金の支給の決定の全部又は一部を取り消したときは、交付した支援金の全部又は一部を返還させるものとする。

(権利の譲渡等の禁止)

第12条 支援金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供することができない。

(委任)

第13条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号（第8条関係）

年 月 日

栗原市長 殿

申請者

郵便番号

住 所

氏 名

(犯罪被害者との続柄)

電話番号

栗原市特定犯罪被害者支援金支給申請書兼請求書

栗原市犯罪被害者等支援条例施行規則第8条第1項の規定により、関係書類を添えて支援金の支給を申請します。

支援金の種類		<input type="checkbox"/> 遺族支援金 <input type="checkbox"/> 傷害支援金 <input type="checkbox"/> 死体検案費用支援金
申請金額		円
被害者（犯罪行為により死亡した者）	ふりがな	
	氏 名	
	犯罪行為発生時の住所	
	死亡年月日	
犯罪行為が行われた日時		年 月 日 時頃
犯罪行為が行われた場所		
犯罪行為による被害状況		
取扱警察署及び被害届の受理番号		警察署 年 月 日 第 号
傷害支援金の支給の有無		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

※傷害支援金の支給を申請する場合のみ記入

傷害支援金	傷害の状態	
	犯罪行為発生時の住所 (現住所と異なる場合のみ記載)	

振込先口座

金融機関名		支店名	
預金種別	普通・当座	口座番号	
フリガナ			
口座名義			

※申請者（請求者）と振込先口座名義人は同一人としてください。

(状況調査に係る同意確認事項)

申請に係る特定犯罪被害者の状況調査に当たり、市職員が関係機関等に照会等を実施することについて同意します。

氏名 _____

様式第2号（第8条関係）

年 月 日

栗原市長 殿

申請者（支給対象者） 住所（申請時）
住所（犯罪発生時） 申請時
郵便番号
住 所
氏 名
電話番号

栗原市遺族支援金受給代表者届出書

私は、下記の第1順位遺族と協議し、遺族支援金の受給代表者となりましたので、栗原市犯罪被害者等支援条例施行規則第8条第1項第1号オの規定により届出します。また、支援金の受給に係る調整については、遺族間で行うこととし、市に対して異議を申し出ることはありません。

記

(同意者)
住所
氏名
(同意者)
住所
氏名
(同意者)
住所
氏名

様式第3号（第8条関係）

誓約書兼同意書

私は、下記の事項について誓約します。

記

- 1 私は、栗原市犯罪被害者等支援条例施行規則第7条各号のいずれにも該当しません。
- 2 私は、支援金の支給申請のために必要な事項に関し、栗原市の保有する公簿等により確認することに同意します。

年 月 日

栗原市長 殿

申請者
住所
氏名

住所
氏名

栗原市特定犯罪被害者支援金支給決定通知書

年 月 日付けで、申請のありました栗原市特定犯罪被害者支援金については、栗原市犯罪被害者等支援条例施行規則第9条第2項の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

年 月 日

栗原市長

記

1 支援金の種類	<input type="checkbox"/> 遺族支援金 <input type="checkbox"/> 傷害支援金 <input type="checkbox"/> 死体検案費用支援金
2 支給決定額	円
3 支給理由	

(教示)

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、栗原市に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、栗原市を被告として（訴訟において栗原市を代表する者は栗原市長となります。）提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

住所
氏名

栗原市特定犯罪被害者支援金不支給決定通知書

年 月 日付けで、申請のありました栗原市特定犯罪被害者支援金については、栗原市犯罪被害者等支援条例施行規則第9条第2項の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

年 月 日

栗原市長

記

1 支援金の種類	<input type="checkbox"/> 遺族支援金 <input type="checkbox"/> 傷害支援金 <input type="checkbox"/> 死体検案費用支援金
2 不支給理由	

(教示)

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、栗原市に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、栗原市を被告として（訴訟において栗原市を代表する者は栗原市長となります。）提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

第 号
年 月 日

様

栗原市長 印

栗原市特定犯罪被害者支援金支給決定取消通知書

年 月 日付け栗原市指令第 号で支給決定を行った支援金について、栗原市犯罪被害者等支援条例施行規則第10条第2項の規定により、下記のとおり支給決定を取消したので通知します。

記

1 支援金の種類	<input type="checkbox"/> 遺族支援金 <input type="checkbox"/> 傷害支援金 <input type="checkbox"/> 死体検案費用支援金
2 支給決定額	円
3 取消金額	円
4 取消理由	

(教示)

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、栗原市に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、栗原市を被告として（訴訟において栗原市を代表する者は栗原市長となります。）提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。